

国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領

第1 目的

国土交通省の所管するいわゆる「その他施設費」に係る事業について、効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るために、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

第2 再評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、財政法（昭和22年法律第34号）第4条第1項に規定する公共事業費に係る事業であって、国土交通省の所管するいわゆる「その他施設費」に係る事業のうち、原則として、以下の事業を除く全ての事業とする。

- ・維持・管理に係る事業
- ・災害復旧に係る事業
- ・試験研究機関の施設・設備等他の評価手法が確立し、かつ、実施されているものに係る事業
- ・条約等国際間の取決めに基づき実施される事業
- ・極少額の事業（5,000万円以下の事業）
- ・調査に係る事業

なお、対象とする事業の種類は、以下のとおりとする。

- (1)直轄事業
- (2)公団等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「公団等」という。）が行う事業をいう。）
- (3)補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するものを除く。）

第3 再評価を実施する事業

再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

1 事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業

「事業採択」とは、「事業費の予算化」とする（以下同じ。）。また、この場合において、「一定期間」とは「3年間」、「未着工の事業」とは別紙－1のとおりとする。

2 事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業

この場合において、「長期間」とは「7年間」とし、「継続中の事業」には一部供用されている事業を含むものとする。

なお、事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業については、再評価の実施主体（第4の1(1)に定める再評価の実施主体をいう。以下同じ。）又は所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局、外局又は国土交通省の設置する特別の機関をいう。以下同じ。）の長が、社会経済情勢等の動向、事業の進捗状況等を踏まえ、再評価を実施することが適當かどうかについて予備的な検討を行い、再評価の実施の必要性を判断するものとする。ただし、事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であって、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、再評価を実施するものとする。

3 再評価実施後一定期間が経過している事業

この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは、「再評価実施後に3年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業（一部供用事業を含む。。）とする。

4 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、再評価の実施主体又は所管部局等の長が行うものとする。

第4 再評価の実施及び結果等の公表

1 再評価の実施手続

(1) 再評価の実施主体は以下のとおりとする。

- ① 直轄事業で本省等（本省、外局又は国土交通省の設置する特別の機関をいう。以下同じ。）が行う事業にあっては本省等、地方支分部局等が行う事業にあっては地方支分部局等。
- ② 公団等施行事業にあっては、公団等。
- ③ 補助事業等にあっては、地方公共団体、地方公社又は民間事業者等（国、公団等、地方公共団体又は地方公社以外のものをいう。以下同じ。）。

(2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。

- ① 第3の1に該当する事業にあっては、事業採択後3年目の年度末までに実施する。
 - ② 第3の2に該当する事業にあっては、事業採択後7年目の年度末までに実施する。ただし、第3の2に掲げる予備的な検討については、事業採択後5年目の年度末までに実施し、その結果、再評価を実施することとなった事業及び事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であって、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、事業採択後5年目の年度末までに再評価を実施する。
 - ③ 第3の3に該当する事業にあっては、再評価実施時から3年間が経過後の年度末までに実施する。
- (3) 再評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

- ①) 直轄事業（本省等が行うものに限る。） 本省等は、再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等（以下「データ収集等」という。）を行い、事業の継続の方針（必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。）又は中止の方針（中止に伴う事後措置を含む。）（以下「対応方針」という。）を決定する。

- 2) 直轄事業（本省等が行うものを除く。） 地方支分部局等は、データ収集等を行い、再評価を受けるために必要な資料（以下「再評価に係る資料」という。）を作成し、対応方針（案）を決定するとともに、対応方針（案）の決定理由等を添えて本省等に提出する。本省等は、地方支分部局等と協議しつつ、対応方針（案）に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。
- ②1) 公団等施行事業（公団等が行う補助事業を除く。） 公団等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、対応方針（案）を決定するとともに、対応方針（案）の決定理由等を添えて本省等に提出する。本省等は、公団等と協議しつつ、対応方針（案）に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。
- 2) 公団等施行事業（公団等が行う補助事業に限る。） 公団等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、地方公共団体等と十分な調整を図った上で対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に提出し、必要な場合は補助金交付等に係る要求（間接補助事業の場合には地方公共団体が実施）を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。
- ③ 補助事業等 地方公共団体、地方公社又は民間事業者等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に送付し、必要な場合は補助金交付等に係る要求（間接補助事業の場合には地方公共団体が実施）を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。

2 事業評価監視委員会の活用

再評価の実施主体は、再評価に当たって「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」第6に定める事業評価監視委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。なお、直轄事業で本省等が行う事業については、原則として所管部局等ごとに事業評価監視委員会を設置するものとする。

3 再評価結果、対応方針等の公表

対応方針の決定者及び所管部局等は、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後（年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、公団等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後）、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、個別箇所で予算内示をされる事業については、概算要求書の財務省への提出時及び政府予算案の閣議決定時に公表するものとする。

4 一括配分に係る事業に関する特例事項

一括配分に係る事業（地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作製に係る事務を行う事業）については、以下のとおりとする。

- ① 1(3)の規定については、以下のとおりとする。
 - 1) 直轄事業については、1(3)①の規定にかかわらず、地方支分部局等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成するとともに、当該事業の対応方針を決定する。
 - 2) 公団等施行事業及び補助事業等については、1(3)②及び③の「本省等」を「当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。
 - 3) 1)又は2)の場合、地方支分部局等は、対応方針及び対応方針の決定理由等（公団等が行う補助事業又は補助事業等の場合は、補助金交付等に係る対応方針等）を本省等に送付するものとする。
- ② 3の規定については、「所管部局等」を「所管部局等及び当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。

第5 再評価の手法

1 再評価手法の策定

- (1) 所管部局等は、事業種別ごとの費用対効果分析を含む再評価手法を策定する。なお、事業種別ごとの再評価手法の策定に当たっては、評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の1に定める評価手法研究委員会をいう。）等第三者の意見を聞くものとする。
- (2) 所管部局等は、事業種別ごとに策定した再評価手法を公共事業評価システム検討委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第6に定める公共事業評価システム検討委員会をいう。以下「検討委員会」という。）に報告とともに、策定した再評価手法を公表するものとする。
- (3) 再評価手法の改善については、第5の1(1)及び(2)の「策定」を「改善」に読み替えるものとする。

2 再評価手法の改善

所管部局等は、再評価の精度の向上を図るため、再評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて事業種別ごとに再評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

また、公共事業評価システム研究会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の3に定める公共事業評価システム研究会をいう。）において、再評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について検討するものとする。

3 再評価の視点

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

①事業の必要性等に関する視点

1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢等の変化状況等。

2) 事業の投資効果

事業の投資効果やその変化。

原則として再評価を実施する全事業について費用対効果分析を実施するものとする。

なお、事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。

3) 事業の進捗状況

再評価を実施する事業の進捗率、残事業の内容等。

②事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見通し等。

③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性。

4 対応方針又は対応方針（案）決定の考え方

① ③の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあって、③の視点による再評価により事業の見直しを図る必要がないと判断できる場合には、事業を継続することができるものとする。

② ③の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあって、③の視点による再評価に基づき、事業手法、施設規模等の見直しを実施することによって③の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあっては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。

また、③の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断される場合にあっても、③の視点による再評価に基づく事業の見直しを実施することで事業の効率化が図られると判断できる場合においては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。

③ ③の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあって、③の視点による再評価により、事業手法、施設規模等の見直しを実施した場合においても継続が妥当と判断できない場合は、事業を中止するものとする。

第6 その他

1 再評価に係る重要事項の検討

本要領の改定等の再評価に係る重要事項は、検討委員会において検討し、決定するものとする。

2 所管部局等と各再評価の実施主体との密接な連携、調整

所管部局等と各再評価の実施主体は、ヒアリング、相談等により、密接な連携、調整を図るものとする。

3 沖縄における事業の取扱

内閣府に予算が一括計上される事業については、内閣府と十分調整を図るものとする。

4 事業種別ごとの実施要領の細目

所管部局等は、本要領に基づき、事業種別ごとの再評価についての実施要領の細目を定め、検討委員会に報告するものとする。

第7 施行

- 1 本要領は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領（平成13年7月6日策定）」は、廃止する。

「事業採択後一定期間経過後で未着工の事業」の定義

事業名	未着工の定義
観光基盤施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
国土交通本省施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
官庁営繕事業	用地買収手續、工事ともに未着手
小笠原諸島振興開発事業	用地買収手續、工事ともに未着手
離島振興特別事業	用地買収手續、工事ともに未着手
国土地理院施設整備事業	用地買収手續、工事ともに未着手
地方整備局施設整備事業	用地買収手續、工事ともに未着手
北海道開発局施設整備事業	用地買収手續、工事ともに未着手
気象官署施設整備事業	用地買収手續、工事ともに未着手
海上保安官署施設整備事業	用地買収手續、工事ともに未着手
船舶建造事業	船舶の建造工事に未着手